

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書

郵政 3 事業の民営化から 3 年、郵便局や、集配業務の統廃合、大学や病院など公共機関からの A T M 撤去、ゆうちょ銀行の払込手数料の大幅引き上げなど、金融と通信のユニバーサルサービスが大きく低下し、郵便局ネットワークも分断されている。北海道では、無集配化対象局が 3 6 % にも達し、とりわけ深刻である。

政府においては、①金融サービスを全国的に提供することの法的義務付け、②郵便・貯金・保険サービスの一体的提供体制の整備、③現行の分社体制見直しと株式会社形態の維持、④郵政民営化法廃止などの必要な法整備等を骨子とした郵政改革法案を閣議決定し、現在の通常国会での成立を目指している。

国民が安心して暮らし続けるには、金融と通信のユニバーサルサービスの確立が求められている。一度は民営化された郵政事業を、公共事業として復活させる流れも、ニュージーランド、ドイツ、フランス、イタリアなど、世界的に広まっている。アメリカでも、全国一律サービスを維持する方針を決定している。

よって、国会及び政府においては、郵政民営化による国民サービスの大幅後退を直視し、下記の事項に関する抜本的見直しを図るよう強く要望する。

記

- 1 郵便・郵貯・保険の 3 事業を一体経営とし、効率的運営を行うこと。
- 2 ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融についても、ユニバーサルサービスを義務付けること。
- 3 全国 2 万 4, 3 0 0 の郵便局ネットワークを維持発展させ、山間部や離島を含め、公平にサービスを提供すること。
- 4 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を維持し、政府が責任を持つ経営形態を目指すこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 3 年（2 0 1 1 年）3 月 9 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員